

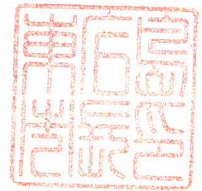
公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

令和元年10月17日

東広島市長 高 垣 廣 徳



1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

イオン高屋ショッピングセンターA敷地

(2) 所在地

東広島市高屋町杵原1776番外

2 変更に係る事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者の氏名	住所
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 加栗 章男	広島市南区段原一丁目3番52号

(変更後)

氏名又は名称	代表者の氏名	住所
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 平尾 健一	広島市南区段原一丁目3番52号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者の氏名	住所
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 加栗 章男	広島市南区段原一丁目3番52号

株式会社廣文館	代表取締役 丸岡 弘二	広島市中区本通１番１１号
株式会社岩崎宏健堂	代表取締役 富永 幸朗	山口県周南市下一の井出５６３６－５
株式会社西松屋チェーン	代表取締役 大村 禎史	兵庫県姫路市飾東町庄２６６番地の１

(変更後)

氏名又は名称	代表者の氏名	住所
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 平尾 健一	広島市南区段原一丁目３番５２号
株式会社岩崎宏健堂	代表取締役 上野山 孝誠	山口県周南市下一の井出５６３６－５

3 変更年月日

変更に係る事項	変更年月日
マックスバリュ西日本株式会社の代表者の氏名	令和元年９月１０日
株式会社廣文館の退店	令和元年９月３０日
株式会社西松屋チェーンの退店	令和元年１１月３０日
株式会社岩崎宏健堂の代表者の氏名	平成３０年４月１日

4 変更の理由

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名の変更があったため。
- (2) 小売業を行う者の代表者の氏名の変更及び退店があったため。

5 届出年月日

令和元年１０月１０日

6 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和元年１０月１７日（木）から令和２年２月１７日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）とし、縦覧時間は、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市 産業部 産業振興課

東広島市西条栄町８番２９号

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和２年２月１７日（月）

(2) 提出先

東広島市 産業部 産業振興課